

潮来市 創業等チャレンジ支援補助金

潮来市創業等チャレンジ支援補助金は、商業の振興、雇用創出及び定住促進を目的として、市内で創業、事業承継又は新事業展開（以下「創業等」という。）を行う者に対して、その創業等に要する経費の一部を補助します。

補助対象企業数 **4** 社

補助金額

最大 **15** 万円
(1社)

申請期間 ▶ 令和7年9月1日～令和7年10月31日まで

※先着順ではなく、事業計画書に基づき厳正な審査の上、補助対象企業が決定いたします。

募集対象者

本補助金の募集対象者は、以下の **1** ～ **12** までの要件をすべて満たす者であることが必要です。

- 1** 市内において、補助金の申請年度内に創業、事業承継又は新事業展開（以下「創業等」という。）を行う者又は申請時に創業等の日から起算して2年を経過しない者であること。
- 2** 補助金の交付を受けようとする者が直接、事業又は営業に携わること。
- 3** 創業等に際して、法律等に基づく資格が必要な場合は、当該資格を有し、又は創業の日もしくは事業承継の日までに有する見込みがあること。
- 4** 補助金の交付を受けようとする個人事業者（法人にあっては代表者）が同一事業でこの補助金の交付を受けていないこと。
- 5** 創業の日又は事業承継の日以降、1年以上継続して営業する意志があること。
- 6** 潮来市創業支援等事業計画に基づく特定創業支援等事業（創業ビジネスプラン塾の受講）を修了し、かつ潮来市商工会が実施する創業等の相談を受け、適切な事業計画を有しているものとして推薦を得ていること。
- 7** 市税を完納していること。
- 8** 小売業、卸売業、飲食業、製造業、運送業、建設業及びサービス業その他市長が認める業種（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する業種を除く。）であること。
- 9** 中小企業基本法（昭和38年法律第154条）第2条第1項に規定する中小企業者であること。
- 10** 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号または第6号に規定する者または茨城県暴力団排除条例第2条第3号に規定する者でないこと。
- 11** 一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会に加盟していないこと。
- 12** その他市が適切でないと判断する事業でないこと。

補助率等

募集対象者に、創業等において必要な経費の一部を補助します。補助対象経費の3分の2以内で、補助限度額は15万円となります。（予算の範囲内）なお、同一者での応募は、1件とします。

補助対象経費

補助事業実施のために必要となる経費については、以下の経費であるとともに、下記【対象経費の要件】①～③の条件をすべて満たすものを対象とします。

【対象経費の要件】

- ① 使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費
- ② 補助金の申請年度と同一年度に発生した経費で潮来市商工会が認めたもの、かつ同一年度内に支払いが行われた経費
- ③ 証拠書類等（見積書、請求書、領収書等）によって金額・支払いが確認できる経費

主な
対象経費

マーケティング
調査費

創業等に伴う
申請書類作成等に係る経費

広報費

委託費

設備費

その他費用

※設備費に関しては、設置前・設置後の写真が必要となります。

※主な対象経費の詳細はお問合せ下さい。

申請方法

A B の書類をご用意の上、下記提出先まで直接お申し込みください。

A 【申請書類 … 各一部】

- | | |
|----------------------------------|--|
| (1) 交付申請書（様式1号） | (8) 定款及び登記事項証明書の写し
（法人で既に登記を済ませている場合に限る。） |
| (2) 創業事業計画書（様式2号） | (9) 個人事業の開廃業等届出書の写し
（個人事業者で既に開業している場合に限る。） |
| (3) 誓約書（様式3号） | (10) 営業許可証の写し（許認可を必要とする業種
で、既に許認可を取得している場合に限る。） |
| (4) 経費内訳書（様式4号） | (11) 潮来市商工会による推薦書 |
| (5) 補助対象経費証明書類（契約書、見積書等） | (12) その他潮来市商工会が必要と認める書類 |
| (6) 市税の納税証明書 | |
| (7) 個人事業者（法人にあっては代表者）
の住民票の写し | |

B 【実績報告時書類】

- (1) 実績報告書（様式7号）
- (2) 補助対象経費の支払証拠書類等（領収書・写真等）の写し
- (3) 開業届出の写し（個人事業者で、交付申請時に提出していない場合に限る。）
- (4) 定款及び法人登記事項証明書の写し（法人で、交付申請時に提出していない場合に限る。）
- (5) その他潮来市商工会が必要と認める書類

提出先

潮来市商工会

〒311-2424 潮来市潮来 1086 番地 1

TEL 0299-94-6789

受付時間 | 9:00 ～ 17:00（土日祝日を除く）

—— 本事業は、潮来市が潮来市商工会と連携し、事業者を支援する事業です。 ——